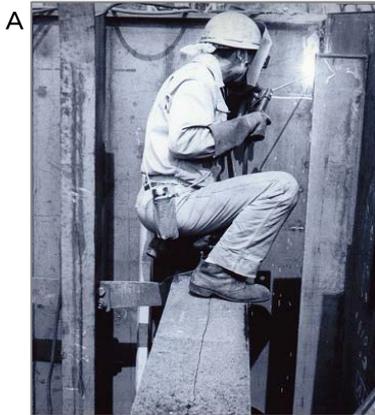


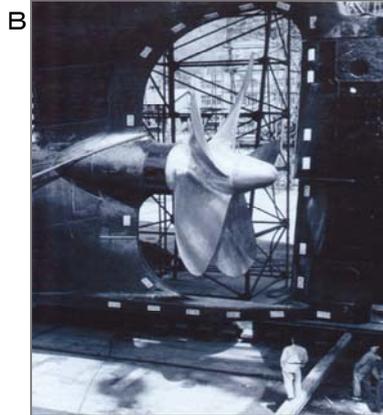
5 造船所内の作業(造船所における事務職含めた全職種)

| 【関連する職種(一般の呼称)】 | |
|--|-------------------------------|
| 船内ぎ装、船体ぎ装、電気ぎ装、塗装、溶接工 電気工、製罐(せいかん)工、配管工、保温工 | 造船所内の事務所員、掃除工 |
| 【石綿製品(代表的な2, 3)】 | |
| 石綿保温材・煙突材 石綿含有ボード(船内の不燃内装材) | 石綿吹きつけ材 石綿パッキング・ガスケット・ひも・布 |

●造船関係は事務職員等にも石綿ばく露が疑われる調査報告があります(文献56)。



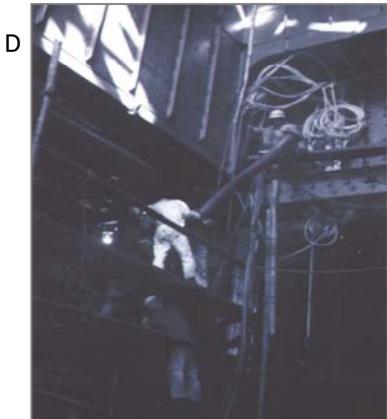
A ①造船所内での溶接作業。過去には溶接ヒュームで火傷や火事にならないように火よけとして石綿クロスが敷かれることもありました。



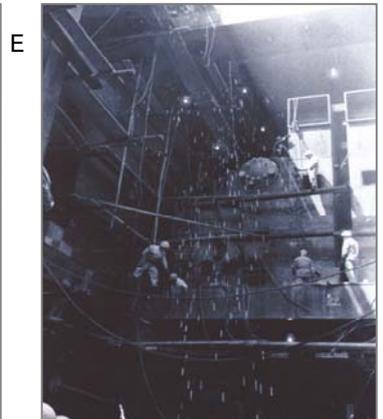
B ②ドック内の最後尾のプロペラ。修繕船においてプロペラ曲損の加熱修理を行ったときの徐冷作業時に石綿布団が使用されていました。



C ③進水。1959年。船はドックから進水し岸壁で船内の他の整備(ぎ装)が続きます。



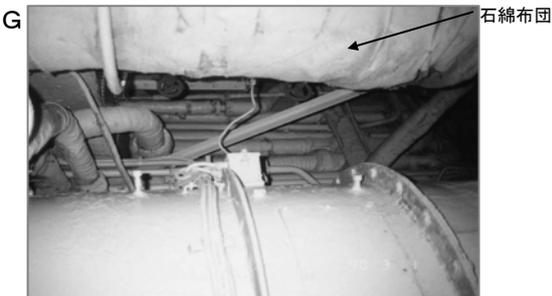
D ④機関室内のボイラー作業。ボイラー炉内や外周には石綿製品が吹きつけ、張りつけ、塗りつけ等の形で用いられました。



E ⑤機関室での配管取付け作業。この作業の後に、配管には断熱材として石綿保温材を巻きつけることがありました。



F ⑥造船所内での作業は人がようやく通れるような狭い箇所での作業が多く、そのような狭い場所で石綿を取り扱った場合は、粉じん濃度は高くなっていた可能性があります。



G ⑦機関室の半円筒形の保温材や石綿布団。吹きつけ・保温材・石綿布団などの様々な石綿製品が使用されていた船舶においては、修理時に石綿ばく露した可能性があります。



H ⑧機関室フランジ部(配管のつなぎ部分)の石綿布団。布団は現場で型取り後に石綿布を裁断し内部に石綿原綿を封入しミシン裁縫や手縫い裁縫することもありました。石綿布団の制作者がばく露した可能性があります。

※掲載した写真はイメージ写真です